

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について（お知らせ）

いわゆるダンピング受注の一層の防止を図るため、以下のとおり低入札価格調査制度及び最低制限価格制度における対象金額の引き下げ、低入札価格調査制度の数値的判断基準（失格基準）の引き上げ等の改正を行います。

なお、詳細の改正内容につきましては、「青森市企業局低入札価格調査制度要綱」及び「青森市企業局最低制限価格制度要綱」（令和 2 年 4 月 1 日に青森市水道事業ホームページに掲載予定）にてご確認ください。

○改正内容

《低入札価格調査制度》

項目	現 行	改正後
対 象	設計金額が 5,000 万円以上の建設工事	設計金額が 3,000 万円以上の建設工事
数値的判断基準 (失格基準)	(1)直接工事費の <u>75%</u> 以上 (2)共通仮設費の <u>70%</u> 以上 (3)現場管理費の <u>70%</u> 以上 (4)一般管理費の <u>30%</u> 以上 ※それぞれ算出した額に、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。	(1)直接工事費の <u>86%</u> 以上 (2)共通仮設費の <u>80%</u> 以上 (3)現場管理費の <u>80%</u> 以上 (4)一般管理費の <u>43%</u> 以上 ※それぞれ算出した額に、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。
調査基準価格の 設定範囲	上限：設計金額の <u>90%</u> 下限：設計金額の <u>70%</u>	上限：なし 下限：設計金額の <u>80%</u>

《最低制限価格制度》

項目	現 行	改正後
対 象	設計金額が <u>5,000 万円未満</u> の建設工事	設計金額が <u>3,000 万円未満</u> の建設工事
最低制限価格の 設定範囲	上限：設計金額の <u>90%</u> 下限：設計金額の <u>80%</u>	上限：なし 下限：変更なし

○実施時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に公告又は指名競争入札通知を行う入札から実施。